

## 資料 2

# 指定要件の概要



## 指定要件の概要((仮称)地域共生ステーション)

項目	内容	
1 施設の名称及び所在地	名 称:(仮称)地域共生ステーション 所在地:高槻市川添町一丁目 18	
2 施設の概要	<p>【新設】</p> <p>&lt;参照&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針 P20「第 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」</li> <li>・要求水準書(案) P15「第 4. 施設整備業務に関する要求水準」</li> </ul>	
3 業務の範囲	・要求水準書(案)P3「2 業務の範囲」のうち、(3)~(6)	
4 管理の基準	<p>&lt;参照&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書(案) P53「第 6. 開館準備業務に関する要求水準」</li> <li>P58「第 7. 維持管理業務に関する要求水準」</li> <li>P71「第 8. 運営業務に関する要求水準」</li> <li>P78~79 休館日・利用時間</li> </ul>	
5 利用料金	利用料金制( 有 · 無 )	
6 指定の期間	<p>指定管理業務開始日から令和 21 年 3 月 31 日まで (指定管理業務開始日は、設置条例において定める。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書(案)P53 の業務開始日を予定</li> </ul>	
7 応募の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針 P9 「4 応募者の備えるべき参加資格要件」参照</li> </ul>	
8 応募の方法	「(仮称)地域共生ステーション整備運営事業実施方針」(令和 6 年 12 月)に基づく特定事業の選定による。詳細については、「高槻市 PFI 事業者選定委員会」を経て作成する募集要項において提示。	
9 選定の基準	PFI 法に基づく事業者選定における審査基準について、「高槻市 PFI 事業者選定委員会」での審査を経た後に、指定管理者選定における評価表(「サービス水準評価」及び「価格評価」)を作成。	
10 指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針 P6 「(12)ア 市が事業者に支払うサービス対価」 参照</li> </ul>	提案上限額については、「高槻市 PFI 事業者選定委員会」で作成する募集要項において提示。
11 特記事項		
12 所管課	健康福祉部 地域共生社会推進室 地域共生ステーション整備チーム 担当:野谷、左海、秋山 電話:072-674-7481	